HAKONE HATSUHANA

宿泊約款

第１条　（適用範囲）
１．　当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令等(法令又は法令に基づくものをいう。以下同じ。)又は一般に確立された慣習によるものとします。
２．　当ホテルが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

第２条　（宿泊契約の申込み）
１．　当ホテルに宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。
　（1）　宿泊者名
　（2）　宿泊日及び到着予定時刻
　（3）　宿泊料金(原則として別表第１の基本宿泊料による。)
　（4）　その他当ホテルが必要と認める事項
２．　宿泊客が、宿泊中に前項第２号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

第３条　（宿泊契約の成立等）
１．　宿泊契約は、当ホテルが前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当ホテルが承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
２．　前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間(3 日を超えるときは 3 日間)の基本宿泊料を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までに、お支払いいただきます。
３．　申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第６条及び第１８条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第 12 条の規定による料金の支払いの際に返還します。
４．　第２項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

第４条　（申込金の支払いを要しないこととする特約）
１．　前条第２項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
２．　宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第２項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

第４条の２　（施設における感染防止対策への協力の求め）
１．　当ホテルは、宿泊しようとする者に対し、旅館業法(昭和 23 年法律第 138 号)第４条の２第１項の規定による協力を求めることができます。

第５条　（宿泊契約締結の拒否）
１．　当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。ただし、本項は、当ホテルが旅館業法第５条に掲げる場合以外の場合に宿泊を拒むことがあることを意味するものではありません。
　（1）　宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
　（2）　満室により客室の余裕がないとき。
　（3）　宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
　（4）　宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
　　イ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第 77 号)第２条第２号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第２条第６号に規定する暴力団員（以下「 暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
　　ロ　暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
　　ハ　法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
　（5）　宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
　（6）　宿泊しようとする者が、旅館業法第４条の２第１項第２号に規定する特定感染症の患者等(以下「特定感染症の患者等」という。)であるとき。
　（7）　宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき(宿泊しようとする者が障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成 25 年法律第 65 号 。以下「障害者差別解消法」という。)第７条第２項又は第８条第２項の規定による社会的障壁の除去を求める場合は除く。)。
　（8）　宿泊しようとする者が、当ホテルに対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則第５条の６で定めるものを繰り返したとき。
　（9）　天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
　（10）神奈川県旅館業法施行条例第５条第３号の規定する場合に該当するとき。

第５条の２　（宿泊契約締結の拒否の説明）
１．　宿泊しようとする者は、当ホテルに対し、当ホテルが前条に基づいて宿泊契約の締結に応じない場合、その理由の説明を求めることができます。

第６条　（宿泊客の契約解除権）
１．　宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。
２．　当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除 した場合(第３条第２項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は、別表第２に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当ホテルが第４条第１項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。
３．　当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後８時(あらかじめ 到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を２時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

第７条　（当ホテルの契約解除権）
１．　当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。ただし、本項は、当ホテルが旅館業法第５条に掲げる場合以外の場合に宿泊を拒

むことがあることを意味するものではありません。
（1） 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
（2） 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。
イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
（3） 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
（4） 宿泊客が特定感染症の患者等であるとき。
（5） 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき(宿泊客が障害者差別解消法第７条第２項又は第８条第２項に規定による社会的障壁の除去を求める場合は除く。)。
（6） 宿泊客が、当ホテルに対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則第５条の６で定めるものを繰り返したとき。
（7） 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
（8） 神奈川県旅館業法施行条例第５条の規定する場合に該当するとき。
（9） 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき。
２． 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

第７条の２ （宿泊契約解除の説明）
１． 宿泊客は、当ホテルに対し、当ホテルが前条に基づいて宿泊契約を解除した場合、その理由の説明を求めることができます。

第８条 （宿泊の登録）
１． 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
（1） 宿泊客の氏名、住所及び連絡先
（2） 日本国内に住所を有しない外国人にあっては、国籍及び旅券番号
（3） その他当ホテルが必要と認める事項
２． 宿泊客が第12条の料金の支払いを、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

第９条 （客室の使用時間）
１． 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、午後３時から翌朝１１時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
２． 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。
（1） 超過３時間までは、室料金の５０％
（2） 超過３時間以上は、室料金の１００％

第10条 （利用規則の遵守）
１． 宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが定めてホテル内に掲示した利用規則に従っていただきます。

第11条 （営業時間）
１． 当ホテルの主な施設の営業時間はご案内に記載してあります。
２． 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。

第12条 （料金の支払い）
１． 宿泊者が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第１に掲げるところによります。
２． 前項の宿泊料金等の支払いは、当ホテルが認めた宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当ホテルが請求した時、フロントにおいて行っていただきます。
３． 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

第13条 （当ホテルの責任）
１． 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
２． 当ホテルは、消防法に定められた消防設備点検および防火対象物定期点検を毎年実施しております。また万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

第14条 （契約した客室の提供ができないときの取扱い）
１． 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。
２． 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

第15条 （寄託物等の取扱い）
１． 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当ホテルが その種類及び価額の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当ホテルは１５万円を限度としてその損害を賠償します。
２． 宿泊客が、当ホテル内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当ホテルの故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、当ホテルに故意又は重大な過失がある場合を除き、１５万円を限度として当ホテルはその損害を賠償します。

第16条 （宿泊客の手荷物又は携帯品の保管）
１． 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。

2． 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合には、遺失物法に基づき処理させていただきます。
3． 前 2 項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第 1 項の場合にあっては前条第 1 項の規定に、前項の場合にあっては同条第 2 項の規定に準じるものとします。

第 17 条 （駐車の責任）
1． 宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当ホテルの故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

第 18 条 （宿泊客の責任）
1． 宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

第 19 条 （個人情報の保護）
1． 宿泊客の個人情報は、別に定める個人情報保護方針を遵守し、法令に基づいて取り扱います。（合意管轄裁判所）

第 20 条 （免責事項）
1． 当ホテル内からのコンピューター通信のご利用にあたりましては、お客様ご自身の責任にて行うものといたします。コンピューター通信のご利用中にシステム障害その他の理由によりサービスが中断し、その結果利用者がいかなる損害を受けた場合においても、当社は一切の責任を負いません。また、コンピューター通信のご利用に当社が不適切と判断した行為により、当社および第三者に損害が生じた場合、その損害を賠償していただきます。

第 21 条 （変更事項）
1． 当ホテルは、この約款の変更が、宿泊しようとする者および宿泊客の一般の利益に適合するとき、または、その変更が宿泊契約の目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性等に照らして合理的なものであるときには、この約款を変更できるものとします。
2． 当ホテルがこの約款を変更する場合には、変更日を定めた上で、予め、宿泊しようとする者および宿泊客に対し、当該変更日、および当該変更内容をインターネットの利用により周知するものとします。
3． 宿泊しようとする者および宿泊客は、本規約変更に同意できない場合には、本サービスを解除できるものとします。

別表第 1
宿泊料金等の算定方法（第 2 条第 1 項、第 3 条第 2 項及び第 12 条第 1 項関係）

宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	（1）基本室料 （2）サービス料［(1)×10%］ （3）税金 イ．消費税 ロ．入湯税
	追加料金	（4）飲食費（夕食・朝食・他の追加飲食） （5）サービス料［(4)×10%］ （6）その他の利用料金 （7）税金 ハ．消費税

(注)
1. 税法が改定された場合は、その改正された規定によるものとします。

別表第 2
違約金（第 6 条第 2 項関係）

契約申込人数/ 契約解除の通知を受けた日		不泊	当日	前日	3 日前	5 日前	7 日前	14 日前	21 日前
一般	10 名まで	100%	100%	80%		50%	20%		
団体	11～35 名まで	100%	100%	100%	80%		50%	20%	
団体	36 名以上	100%	100%	100%	80%			50%	30%

(注)
1． %は、基本宿泊料金に対する違約金の比率です。
2． 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわりなく、1 日分(初日)の違約金を収受します。
3． 団体客(11 名以上)の一部について契約の解除があった場合、宿泊の 14 日前(その日より後に申込みをお引き受けした場合には、そのお引き受けした日)における宿泊の人数の 10%(端数が出た場合には切り上げる。)にあたる人数については、違約金はいただきません。
4． その他、当ホテルが企画する特定の宿泊パッケージ又は、特定団体において、前述の規定とは異なる違約金を定めることがあります。

最終改訂日　2026 年 4 月 1 日